

第7章 戦後七〇年の歩みと論点——ドイツの例から

竹本真希子

1 ドイツと日本の歩み

第二次世界大戦終結から七〇周年を迎えた二〇一五年は、改めて日本とドイツの戦後の歩みについて考えさせられる年になったと言えるのではないだろうか。ドイツではこの年、一月にリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー元大統領、一月にはヘルムート・シュミットと、戦後の西ドイツ政治を支えた二人の大物政治家が他界し、ひとつの時代が終わったかのように思われた。これについて日本では、民主主義的政治家としての彼らの姿勢が振り返られ、とくにヴァイツゼッカーについては、西ドイツおよび統一ドイツのナチの過去

に対する真摯な取り組みを代表する政治家として取り上げられた。また三月にはアンゲラ・メルケル首相が訪日し、東京で安倍晋三首相と会談を行った。その場でメルケル首相が日本の歴史認識問題について意見を述べたと報じられたが、このことはドイツと日本にとって、戦後七〇年たっても歴史問題が重要かつ現在のなものであるということ、そしてこの点において日本よりもドイツが進んでいると今でも多くの人たちが受け止めていることを、改めて認識させるものとなった。同じく二〇一五年にシリアからの難民が「難民に寛容な国」としてドイツに大勢向かったことは、ドイツの人道主義的な側面を印象付け、かつてのナチによる「ホロコースト」と呼ばれるユダヤ人大量虐殺を行った人種主義的な国というイメージからは隔世の感があった。難民受け入れ問題は、その後、ドイツの政治と社会にとって重荷となり、反イスラームや右翼団体の活動がこれまでになく活発になるなどドイツ社会を変え始めている。しかし少なくともこうしたドイツに対するイメージの変化は、この七〇年の間に（西）ドイツが民主主義的政策を行い、人種問題、人道主義、そして歴史問題等に対して積極的に取り組んできたことに対して一定の評価がなされているということを表しているだろう。あるいは、少なくともそのように思われているということを示しているのである。こうしたテーマが話題になるにつれ、改めて戦後七〇年のドイツの道

のりについて、日本でも関心が高まったのではないだろうか。

戦前から戦後にかけての日独の歴史の比較は、日本のドイツ史研究にとって主要なテーマのひとつである。「ドイツに学べ」「学ぶな」あるいは「ドイツは模範ではない」等、やや短絡的ともいえる議論も含めて、よくも悪くもドイツと日本は比べられてきた。そして近年では「ドイツに学べ」論を超えて、「モデルとしてのドイツ」やそれとの比較を煙たがる「煙独」のムードすらあるという(石田 2016: 48)。両国が比較対象となってきた背景には、それぞれが歩んできた歴史の「共通点」がある。ドイツがプロイセンを中心にドイツ帝国(第二帝政)を建国して国民国家の統一を成し遂げたのは一八七一年のことである。そして日本が幕末の内戦状態を終わらせて明治政府の新しい時代へと進み、急激な近代化を開始したのは一八六八年と、ほぼ同じ時期のことであった。ちなみに、第二次世界大戦時に日本やドイツと三国同盟を締結するイタリアの統一も、ほぼ同時期のことである。こうした「遅れた」国家による帝国主義時代の世界分割への挑戦が第一次世界大戦の原因のひとつとなり、のちにファシズムを誘発したという議論は過去に多くなされてきた。しかし共通点を探そうとする試みがある一方で、第一次世界大戦での敗戦、ヴァイマル共和国の成立、ヒトラーの政権獲得と独裁、第二次世界大戦とユダヤ人大虐殺であるホロコースト、

敗戦後の四カ国占領と東西ドイツの建国、そして一九九〇年の統一というドイツ史の大きな変化は、日本の歩みとは異なるものであり、またこれ以外にも多くの相違点があるため日独を簡単に比較対象とするのは困難なことのようと思われる。

戦前からの歩みを含むドイツと日本の共通点と相違点については、すでに多くの研究が出版されており（石田 2005: 195-203、佐藤 2011など）、詳しくはそちらをお読みいただきたい。多くの場合、共通点や相違点を探ろうとする動機となっているのが、歴史認識問題をはじめとして、両国が第二次世界大戦後に戦争責任やナチズム、軍国主義といった過去とどのように向き合ってきたかということへの関心である。こうした問題への取り組みについては議論する際、ドイツでは「過去の克服」という言葉が用いられる。「過去の克服」は、「自国の負の歴史、とくに旧体制の不法と犯罪を直視し、そこから教訓を導き、それを未来に活かそうとする主体的な取り組み」（石田 2005: 189）として理解されている。戦後処理などの問題に限らず、戦争裁判、法的取組、時効問題、教科書対話、教育問題などさまざまなテーマに関係し、第二次世界大戦後のドイツの政治や文化を理解するための重要なキーワードと言うべきものである。この「過去の克服」に対して、日独での取り組みの違いに高い関心が寄せられてきたのである。例えばひとりで戦後処理と言っても、日独は異なる方法

を取っており、日本が戦勝国に対して賠償を行ったのに対し、ドイツは国家として賠償を行わず、ナチ体制の被害者に対する補償を行っている。また、「過去」という点では、両国で戦争の記憶のあり方も異なるし、自国の「負の歴史」を踏まえた教育のあり方などにも違いが見られる。このような共通点や相違点を見出すことから、何が得られるのであろうか。本章はこれまでの数多くの日独比較やナチの過去をめぐる議論についての研究を越えるものではない。むしろこれらを参考にしながらドイツ史の流れをつかみ、広島や日本の平和運動のあり方を考察する際の視点を提供してみようという試みである。その際、「過去の克服」と西ドイツの平和運動との関連性、そして日独両国の戦後の発展の相違点として挙げられる日本の平和主義とドイツの民主主義（佐藤 2011: 295-297）という観点からこれを行いたい。

2 西ドイツと「過去の克服」

ドイツでは一九三三年に成立したアドルフ・ヒトラーによるナチ政権のもとでヴァイマル共和国が崩壊し、「第三帝国」と呼ばれる独裁体制に入った。そしてこのナチ体制下で、第二次世界大戦が勃発し、同時に当時「ユダヤ人問題の最終的解決」とされたホロコース

ト（ユダヤ人虐殺）が行われた。そして戦後、ナチ体制下で行われた非人道的行為に対する反省のもとに、さまざまな「過去の克服」の取り組みがなされた。

ドイツの「過去の克服」の取り組みは、紆余曲折のもとで行われてきたものであった。一九四五年四月末にヒトラーが死亡し、五月八日にドイツが敗戦したのち、なにもすぐにドイツ社会が民主主義的・反ナチ的になったわけではない。ドイツは米・英・仏・ソの四カ国によって占領され、各占領地区で非ナチ化や再教育のプログラムが実行されたが、これらが不十分なものであったことはしばしば指摘されている。一九四九年に東西陣営の対立を背景として、英・仏・米の占領地区から西ドイツ（ドイツ連邦共和国）が、ソヴィエト占領地区から東ドイツ（ドイツ民主共和国）が建国されると、冷戦のイデオロギー対立が両ドイツの関係にも影響を与えた。東ドイツがもともとヒトラーとナチに反対していた人々によって建てられた新しい社会主義の国としてナチとの決別を強調したのに対して、西ドイツがいわばドイツ帝国以来の歴史を引き継ぐことになったのであった。

一九五〇年代の西ドイツは、基本的には保守的な社会であった。冷戦の影響から反共主義が高まったのに加えて、反ユダヤ主義も根強く見られた。反ユダヤ主義は中世以来ヨーロッパに長く見られたものであったが、それを国策として大量殺戮という究極的な形でユ

ダヤ人排除をもくろんだのがヒトラーであり、その象徴とも言えるのがアウシュヴィッツに代表されるナチの強制収容所であった。一九五〇年代を含めて戦争からの復興の時期には、西ドイツの人々にはむしろ戦争の被害者であるという意識のほうが強くなり、今日では評価の高い戦時中のヒトラーに対する抵抗運動、例えば国防軍の高官を中心としたクーデタの試みである「七月二〇日事件」なども、ヒトラーを暗殺しようとした裏切り行為として、厳しい評価を受ける傾向にあった。さらにトーマス・マンなどの文学者をはじめとして、ナチ期にヒトラー政権に対して抗議したり、あるいは政権から弾圧されたりしてドイツから亡命した人々も、国を裏切ったものと見なされた。

「過去の克服」の取り組みが進展するのが、一九五〇年代末から六〇年代にかけてのことである。ナチの戦犯は戦勝国によるニュルンベルク裁判で裁かれたが、ここでは裁かれなかったナチの高官をドイツ人が裁く「アウシュヴィッツ裁判」が一九六三年から六五年にかけて西ドイツのフランクフルトで開かれ、司法によるナチ犯罪の追求と訴追が本格的に行われるようになった。これに先立つ一九六一年には、ホロコーストで指導的な役割を担ったアドルフ・アイヒマンに対する裁判がイスラエルで開かれており（「アイヒマン裁判」）、世界中の注目を浴びていた。さらに六〇年代に入ると、西ドイツの政治家とナチとの関係が

明るみになる「ナチスキャンダル」が起こって、ナチやホロコーストとユダヤ人問題に対する関心が高まり、ナチの過去がさらに意識されるようになった。このような社会の変化に加えて、西ドイツの歴史にとって大きな転換点となったのが、「六八年運動」である。一九六〇年代後半、ベトナム反戦などを契機として世界各国で学生運動が高揚し、フランスの「五月革命」（「五月危機」）や日本の「全共闘運動」など、学生を主体とした反政府的な社会運動が起こった。学生たちの運動の動機は国によりさまざまであったが、西ドイツでは「ナチの過去」に曖昧な決着をつけた親世代に対する批判が若者の運動の原動力となった。六八年運動は、民主主義や平和、女性解放、環境保護といった運動を発展させ、のちの「緑の党」の結成にもつながったほか、「過去の克服」の積極的な取り組みを促した。この時期は「第二の建国期」とも呼ばれ、保守的な五〇年代のドイツが変化し、西ドイツで民主主義が定着した時期と位置付けられている。

一九七〇年代初頭の西ドイツは、東方外交とデタント（緊張緩和）という言葉で象徴される。それを体現したと言えるのが、社会民主党の政治家、ヴィリー・ブラントであった。ブラントは首相と外相を務めたが、とくに首相時代の一九七〇年にポーランドのワルシャワを訪問し、ユダヤ人ゲット（ユダヤ人が強制的に収容された居住区）にある反ナチ蜂起の様

犠牲者の記念碑の前で跪いてユダヤ人への謝罪の意を示したことで知られている。跪くブラントの写真は、現在に至るまでドイツの「過去の克服」のイメージを代表する写真のひとつとなっている。ブラント自身、若いころに亡命し、ノルウエーを中心にナチに対する抵抗運動を行っていたことでも知られる人物であった。そのため『第三帝国』時代（ナチス時代）にみずから被迫害者であつて、加害者ではなかつた人ブラントが、自国民に代わつてこうした罪の告白をする心構えになつていたというのは、そうした跪きにとくべつ重みを与えることだつた」（シヨレゲン 2015: 163）と見なされるのであり、西ドイツが国として過去に向き合つていくということを意識させることになつた。ただし、ブラント自身は「集団の罪」ということを考えていたわけではなかつた。（シヨレゲン 2015: 75）。

「過去の克服」やドイツ人の戦争の罪の問題がより広範に西ドイツの人々に意識されるようになったのは、一九八〇年代のことであつた。一九七〇年代にはヒトラー・ブームが訪れるなど、揺り戻しとも言える時期もあつた。こうした時期を過ぎて、一九七九年に西ドイツでアメリカのテレビ映画「ホロコースト」が放送されて一大ブームとなつたことが、「ホロコースト」概念が一般に浸透し、ドイツ人が自国の過去と向き合うようになった大きな要因であるというのは、しばしば指摘されるところである。しかしこの「ホロコースト」

ブームに限らず、一九八〇年代の西ドイツには「過去の克服」に対する議論を変化させ、西ドイツの人々の意識を「被害者としての我々」から「ホロコーストを引き受ける我々」へ転換させる社会変容があった。(田中 2011)。加えてこの時期は、後述するように北大西洋条約機構(NATO)の核政策に対する抗議運動に端を発し、平和運動がドイツ史上例を見ないほど高揚した時期であり、戦争や平和、あるいはドイツの進むべき道についての関心が高まっていたのである。そしてドイツの「過去の克服」に対する世間の評価を決定づけたとも言うべきものが、敗戦から四〇周年にあたる一九八五年五月八日に行われたリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー大統領の演説である。のちに『荒れ野の四〇年』として日本でも出版されたこの演説の中で彼は、「問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかつたことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目になります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」(ヴァイツェッカー 2009: 11)という有名な言葉を述べた。この演説は世界中で高く評価され、その後の西ドイツに対する信頼を勝ち取るものとなった。彼が保守系のキリスト教民主同盟に所属する政治家であったことも、西ドイツが過去の問題をうやむやにしないと

いうイメージをより強く持たせることに寄与したと言えるであろう。ヴァイツゼッカー演説の三日前に、同じキリスト教民主同盟の首相ヘルムート・コールが、米大統領ロナルド・レーガンとともにナチの武装親衛隊員も埋葬されていたビットブルクの戦没者墓地を訪問したことは（ビットブルク事件）大きな批判を浴びたが、ヴァイツゼッカーの演説は西ドイツの過去をめぐる政策に対する不信任や疑念を払拭するものとなった。同時に彼の演説によって五月八日が「ナチズムからの解放の日」と位置付けられ、ナチの過去からドイツ人を解放したのである。

日本でドイツの「過去の克服」について語られる場合、ブランドとヴァイツゼッカーの果たした役割は大きなものとなっている。だがその後も西ドイツの「過去の克服」をめぐる議論の紆余曲折は続いている。一九八六年には「歴史家論争」が起こり、ナチのホロコーストがスターリンの粛清など他の蛮行と比較できるのかどうか、ドイツの過去を「過ぎ去った」ものとして扱えるのかどうかということが議論された。一九八〇年代後半から統一後の九〇年代にかけても、ナチの過去、とりわけホロコーストをめぐる論争がドイツのなかで起きている。一九八八年、ベルリンにホロコースト記念碑を建設するという計画が持ち上がったとき、「記念碑論争」が起こった。ここでは記念碑建設の是非や記念碑の意味に加

え、記念碑が誰を追悼すべきものかやホロコーストの抽象化が問題となり、ドイツの人々が「負の歴史」をどのように継承すべきなのかがあらためて議論された。またこれに関連して、作家マルティン・ヴァルザーと在ドイツ・ユダヤ人中央評議会会長イグナツ・ブービスによる「ヴァルザーIIブービス論争」が起こり、メディアを賑わせた。ここではホロコーストの形骸化が議論され、ナチの過去とドイツ人がどう向き合うべきかという問いが再び出されたのである。

こうした論争は一部の例であり、ドイツではこの種の議論が研究者やメディア、そして一般市民を巻き込んで度々起こっている。そして論争が起こるたびに、ナチの過去と戦後の歩みが振り返られ、自由、民主主義、人権がドイツのアイデンティティーとして再確認されており、結果的にドイツ社会の中でのナチの過去の風化を防いできた。「過去の克服」に関する議論自体が、戦後ドイツのアイデンティティーをつくる役割を担っていたと言えるだろう。加えて「ドイツの公的な歴史認識の特徴の一つは、ホロコーストであれ、絶滅戦争であれ、旧ドイツ東部領からの被追放経験であれ、それぞれの原因と結果、つまり歴史的原因関係をはっきりさせてきた」(石田 2016: 49) ことも指摘されている。また、ドイツでは政治的な選択としての「過去の克服」、つまり「過去政策」が重視されていて、これ

までは政権を担うのがキリスト教民主同盟であっても、社会民主党であっても、どちらも歴史リスクを回避し、国が率先して「過去政策」に取り組む姿勢を見せてきている。こうした傾向がいつまで続くのかはわからない。いずれにせよ、ドイツを単純に理想化することや、逆に「過去の克服」は大国に返り咲くための「政治的なトリック」に過ぎないなどと一方的に批判すること、あるいは「どうせ日本とドイツは同じでないのだから比べる必要はない」とすることは、どれも建設的でなく、むしろそれよりは、こうした違いがどこから来るか知り、日本の歩みを客観的に振り返るひとつの視点を得ることに意味があるだろう。二〇一五年に日本ドイツ学会が開催したシンポジウムで取り上げられたように、このことは現在の課題なのである（相澤 2016、石田 2016など）。

3 「過去の克服」と平和運動

「過去の克服」のための取り組みは、西ドイツの平和運動のあり方にも影響を及ぼしている。戦後の西側占領地区および西ドイツの平和運動は、占領期中立化政策や再軍備に関連して始まった。一九五〇年代後半からは、反核運動が平和運動の中心となった。そして一九六八年の学生運動では、すでに述べたように「ナチの過去」の追及が課題になると同

時に、環境保護運動、女性解放運動、平和運動などの「新しい社会運動」が発展していった。西ドイツにおける六八年運動は、平和運動の担い手を戦後世代に変えたという点でも大きな意味を持つだろう。日本では被爆体験の継承が広島や長崎で危機感をもって議論されているが、ドイツでは「想起の文化」という言葉で、ナチ時代の「負の記憶」、つまりナチ犯罪の記憶をどのようにして直接戦争を体験していない次世代へ引き継ぐかということが議論されている。

西ドイツそして統一ドイツにおいて、反核兵器の運動とともに重要視されたのは、兵役拒否の運動であった。この点はドイツと日本の大きな違いである。もちろんこれは西ドイツが再軍備を行った際に兵役を導入したのに対して、日本が徴兵制を有していないためでもあるが、同時に兵役拒否の運動は両国の平和運動のあり方と戦後の歩みの違いも示している。日独の「過去の克服」を比較した佐藤をはじめとして（佐藤 2011）、多くの論者が述べているように、戦後の日本とドイツの歩みの違いとして挙げられる点のひとつに、日本では憲法九条に象徴される非戦による平和主義が国家アイデンティティとも呼べるものになったのに対し、ドイツではナチの経歴を踏まえて民主主義や人権が強調され、これらが国家アイデンティティとなったことがある。そして民主主義に背くような国家の命令

に対して市民は抵抗すべきであるという考えが広まった。西ドイツおよび統一ドイツの憲法にあたる「基本法」でもこの点は重視され、兵役拒否が認められている。そのため二〇一一年に兵役が停止されるまで、西ドイツおよび統一後のドイツの平和運動では、若者に兵役拒否を促すことが主要な課題のひとつであった。

兵役拒否や抵抗運動の重視は、「不服従」の文化として広まり、かつては裏切りものだと見なされていた反ナチ抵抗運動が「ツイヴィールクラージュ」(市民的勇氣)の例として高く評価されるようになっていく。それに伴い、しだいに反ナチ抵抗運動に関わった人々や早くからナチを批判し亡命した人々についても関心が高まり、抵抗運動の歴史がナチとは違う「もうひとつのドイツ」の歴史として書かれるようになった。抵抗運動に対する高い評価と関心は、「抵抗運動の素地さえ希薄であった」(石田憲 2015: 162)日本とは大きく異なるものである。日本においては、桐生悠々ら戦時中の若干のジャーナリストなどについて触られることはあっても、抵抗運動の歴史が書かれることはこれまでそう多くない。

抵抗運動と不服従の文化の広まりについては、第二次世界大戦後のヨーロッパの変化の影響も指摘できる。第二次世界大戦後は多くのヨーロッパの国々が「ファシズムに対する勝利」という記憶を共有した。ファシストやナチ・ドイツに対して抵抗運動を行い、自ら

の手で自国を解放し、建国したという「レジスタンス（抵抗運動）神話」は、なにもナチに勝利した国々にだけ見られるものではない。イタリアや東西ドイツにおいても、「ファシズムとの決別」は新しい国家の正当性の根拠となったのである。欧州連合（EU）をもたらしただヨーロッパ協調の動きも、こうした共通の意識があったために可能となった面もあるだろう。

西ドイツの「過去の克服」と不服従の文化は、原子力をめぐる市民運動においても日独の違いを生むことになった。日本の反核運動が被爆体験に根差した「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ」を訴え、被爆者の生活を支援する運動を中心に展開していったのに対し、西ドイツの反核運動は冷戦期の東側との対立の中で、今すぐにも実際に起こりうる核戦争への恐怖に対する抗議運動であったという面が強い。そして新しい社会運動の発展は、一九七〇年代後半から平和運動と環境保護運動、つまり反核兵器と反原発の運動を結びつけることになった。一九八〇年代初頭にNATOが新型核ミサイルを西ヨーロッパに配備することを決定したとき、イギリスやオランダ、西ドイツを中心に大規模な反核平和運動が行われ、日本やアメリカにも波及して世界的な運動に発展したが、このとき西ドイツにおいては、反核運動は核の軍事利用と「平和利用」の双方に反対する運動として展

開された。二〇一一年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、ドイツが二〇二二年までの脱原発を決定したことはよく知られているが、これはチェルノブイリやフクシマの影響によるものだけではない。原発に反対する運動のあり方も、西ドイツの抗議文化と関連しているものであり、反核運動を含めた平和運動は七〇年代から「安全」を求める市民の抗議運動として、しばしば感情的に行われてきたものであった（井関 2009）。その一方で広島・長崎の被爆体験を有する日本の平和運動が現在でも引き続いて核兵器廃絶の運動に熱心であるのに対し、ドイツの場合、差し迫った核戦争の危険が当面考えられない冷戦後の今日においては、核兵器の問題はそれほど人々の関心を引くものになっていないと言える。

ナチの過去に対する反省に基づく民主主義と人権重視の姿勢は、ドイツの教育にも現れている。日本では広島・長崎・沖縄を中心として「平和教育」が行われ、その衰退やあり方そのものが議論にもなっているが、ドイツで重視されるのは「平和教育」より「民主主義」のための「政治教育」である。これはもちろん平和を否定するものではない。だが、民主主義あるいは人権といった問題が平和主義に先んじて論じられる傾向にあると指摘される。民主主義の擁護と安全の追求という考え方は、日本が非戦を重視してきたのと違っ

て、九〇年代以降のNATOの域外派兵のような軍事行為にもつながっていくのである。「国際貢献」としての軍事行為についても「ドイツに学べ」「学ぶな」という議論がこれまで多くあったが、重要なのはこうした歴史的・文化的背景の違いそのものを意識し、そのうえで日本がこれまでの平和主義をどう守っていくべきか考えることであろう。

4 平和について考えるために

「平和」が単に「戦争の不在」のみを意味するものでないということはよく言われるが、日本の場合、憲法九条とそれに基づく非戦平和主義を中心として平和運動が行われているのに対して、ドイツの場合はナチズムやホロコーストの経験から人権問題により関心が向けられており、平和運動もこれを反映したものとなっている。またナチの経験から生まれた「抗議の文化」が平和運動のあり方に大きく影響している。同じように「平和」を唱えていても、その定義や目ざすものは地域や時代が異なると必ずしも一致しないことがある。ドイツと日本の場合は、この点に関して言えば第二次世界大戦の過去と責任という共通の問題があるため、まだ他の国よりも認識に類似点があるが、戦勝国の側の「平和」はさらに意味が違ってくることがある。こうした「平和」をめぐる議論の歴史的・社会的背景を

意識しなければ、どんなに「平和」を唱えてもそれによって何を求めるのか理解されないことがあるだろう。比較的同じような道を歩いていると見なされている日独両国の歩みを振り返りながらその違いを知ること、平和や戦争の歴史に対してより広い視野を持つことの重要性を認識することができないのではないだろうか。

追記…本章は広島市立大学広島平和研究所二〇一五年度後期連続市民講座（二〇一五年一月二〇日）および福山市人権平和資料館「第一一回ふくやまピースラボ」（二〇一六年八月二一日）での講演原稿を大幅に加筆修正して執筆したものである。

《参考文献》

相澤啓一（二〇一六）「戦後70年、いま何を語るか——シンポジウムの問題提起」『ドイツ研究』（日本ドイツ学会）第五〇号、三一―六頁

石田憲（二〇一五）「日独伊枢軸と敗戦そして新憲法」広島市立大学広島平和研究所編『ふたつの世界大戦と現代社会』（広島平和研究所ブックレット2）、一五三―一八五頁

石田勇治（二〇〇五）『20世紀ドイツ史』白水社

——（二〇一四）『過去の克服——ヒトラー後のドイツ』（新装復刊、初版二〇〇二年）白水社

——(二〇一六)「ドイツ現代史再考——『煙独』の風潮に抗して」『ドイツ研究』(日本ドイツ学会) 第五〇号、四七—五六頁

石田勇治編(二〇〇七)『図説 ドイツの歴史』河出書房新社

井関正久(二〇一六)『戦後ドイツの抗議運動——「成熟した市民社会」への模索』岩波書店

市川ひろみ(二〇〇七)『兵役拒否の思想——市民的不服従の理念と展開』明石書店

ヴァイツゼッカー、リヒャルト・フォン／永井清彦訳(二〇〇九)『新版 荒れ野の40年——ヴァイツゼッカー

大統領ドイツ終戦40周年記念演説』(岩波ブックレット) 岩波書店

木戸衛一(二〇〇四)『統一ドイツの平和意識』『阪大法学』第五四卷第四号、二二—四四頁

熊谷徹(二〇一五)『日本とドイツふたつの「戦後」』(集英社新書) 集英社

佐藤健生(二〇一一)『何がどう異なるのか——日独の間で』ノルベルト・フライ、佐藤健生編『過ぎ去らぬ過

去との取り組み——日本とドイツ』岩波書店、二七九—三〇三頁

シヨレゲン、グレゴア／岡田浩平訳(二〇一五)『ヴェリー・ブランドの生涯』三元社

竹本真希子(二〇一七)『ドイツの平和主義と平和運動——ヴァイマル共和国期から1980年代まで』法律文

化社

田中直(二〇一一)『過去の克服』と集団的記憶——戦後西ドイツにおける社会変容と記憶の転換』『立命館国

際研究』第二四卷第二号、二一九—二四〇頁

フライ、ノルベルト、佐藤健生編(二〇一一)『過ぎ去らぬ過去との取り組み——日本とドイツ』岩波書店

Takemoto, Makiko (2015), "Nuclear Politics Past and Present: Comparison of German and Japanese Anti-

Nuclear Peace Movements”, in *Asian Journal of Peacebuilding* (Institute for Peace and Unification Studies, Seoul National University), 3 (1), pp. 87–101.

《より深く知るために》

石田勇治 (二〇一五) 『ヒトラーとナチ・ドイツ』(講談社現代新書) 講談社

木村靖二、千葉敏之、西山暁義編 (二〇一四) 『ドイツ史研究入門』山川出版社

對馬達雄 (二〇一五) 『ヒトラーに抵抗した人々——反ナチ市民の勇氣とは何か』(中公新書) 中央公論新社

松本彰 (二〇一三) 『記念碑に刻まれたドイツ——戦争・革命・統一』東京大学出版会

Takemoto, Makiko (2016), “Hiroshima and Auschwitz: Analyzing from the Perspectives of Peace Movements and Pacifism”, in Urs Heftlich, Robert Jacobs, Bettina Kabach and Karoline Thaidigsmann (eds.), *Images of Rupture between East and West. The Perception of Auschwitz and Hiroshima in Eastern European Arts and Media*, Heidelberg: Winter, pp. 65–81.